

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 DCMダイキ観音新町店

(2) 所在地 広島市西区観音新町四丁目2876番19ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

DCM株式会社

代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和3年12月3日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和3年12月6日から令和4年4月6日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和4年4月6日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
DCMダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市三沢一丁目9番1号	

(変更後①)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
DCMダイキ株式会社	代表取締役 中川 正行	愛媛県松山市三沢一丁目9番1号	令和2年5月25日 代表者変更

(変更後②)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号	令和3年3月1日 会社合併

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
DCMダイキ株式会社	代表取締役 小島 正之	愛媛県松山市三沢一丁目9番1号	

(変更後①)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
DCMダイキ株式会社	代表取締役 中川 正行	愛媛県松山市三沢一丁目9番1号	令和2年5月25日 代表者変更

(変更後②)

名 称	代表者	住 所	変更年月日・理由
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号	令和3年3月1日 会社合併